

## 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー労務費等見積単価規程

制定 平成30年4月1日 規程第276号

改正 令和7年1月21日 規程第292-2号

改正 令和7年5月20日 規程第308-2号

### (目的)

第1条 この規定は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下OCVBという。）が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積に適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (総則)

第2条 受託等事業の実施に必要な経費の見積もりは、この規定に定めるところにより計算するものとする。

2 受託等事業の契約額は、この規定に基づき見積もる額による。ただし、当該受託等事業を委託または発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者とOCVBとの間で協議することとする。

### (労務費)

第3条 労務費は、当該受託等事業に従事する職員の雇用維持に必要な費用を、人件費単価に基づいて見積もる。

2 人権費単価は、当該受託等事業に従事する役職員の相当する職位に応じて、別紙1の金額を用い算出する。ただし、業務の内容によっては、従事する可能性のある最も下位の相当職位の者の単価を用いる場合がある。

3 当該受託等事業に従事する者がスタッフ等で多量の定型業務を行う場合、別途調整の上で分量あたりの単価を用いる場合がある。

4 労務費の額は、当該受託等事業に従事する人日あるいは時間に人件費単価を乗じて得た額とする。ただし、人日は7時間45分（7.75時間）とし、これを超える場合は、人時にて積算するものとする。

### (その他経費)

第4条 労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される実費により計算する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和8年4月1日から施行する。

別表 1

職位		職務	労務単価 (時間)	労務単価 (日)
参与 事務局長 事務局次長	相当	事務を総括的に掌理し、職員を指揮監督する。	¥7,740	¥60,000
部長 館長 参事	相当	部門目標の達成に向けて、所属職員を指揮監督する。	¥6,450	¥50,000
課長 所長・副館長 主幹	相当	担当業務を管理、処理し、下位の者の業務を総括、指導する。	¥5,800	¥45,000
主査	相当	相当困難な業務を分掌する。	¥4,770	¥37,000
主任	相当	困難な業務を分掌する。	¥4,000	¥31,000
主事 スタッフ	相当	定型業務を分掌する。	¥3,350	¥26,000

※労務単価（日）は7時間45分（7.75時間）とする。